

## 財務定期監査結果報告

〔産業振興局等〕

神戸市監査委員	近	谷	衛	一
同	横	山	道	弘
同	土	居	吉	文
同	岡	島	亮	介

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した平成15年度財務定期監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

### 1 監査の対象

下記の監査対象における主として平成15年4月1日～8月31日までに執行された事務について監査を行った。

産業振興局 庶務課  
企業誘致推進室 企業立地課，国際経済課，中国アジア経済課  
工業課，商業課，農政計画課，農水産課，農林土木課  
中央卸売市場本場，中央卸売市場東部市場，中央卸売市場西部市場  
中小企業振興センター，北農政事務所，西農政事務所  
農業委員会（北，西）

### 2 監査の期間

平成15年10月1日～平成16年3月18日

### 3 監査の方法

監査は、財務に関する事務の執行が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

## 4 主な監査項目

### (1) 収入に関する事務

- ア 市場等の施設の使用料，償還金等の調定及び収納事務
- イ 徴収委託している農業公園等の施設使用料の調定及び収納事務
- ウ 県営及び団体営ほ場整備受託料の調定及び収納事務
- エ 国営東播用水事業の農家負担金の調定及び収納事務
- オ 農業共済事業の共済掛金の調定及び収納事務
- カ 使用料等の減免事務
- キ 使用料等の滞納整理事務
- ク その他の収入事務

### (2) 支出に関する事務

- ア 施設管理運営委託等の委託料の支出事務
- イ 補助金等の支出事務
- ウ 農業共済事業の共済金等の支出事務
- エ 中小企業融資等に係る預託金の支出事務
- オ その他の支出事務

### (3) 契約に関する事務

- ア 委託契約等に係る契約事務

### (4) 財産管理に関する事務

- ア 基金の管理及び運用に係る事務
- イ 備品の購入及び管理に係る事務
- ウ その他財産の管理に係る事務

## 5 監査の結果

監査の結果，事務処理はおおむね適正に行われているものと認められた。しかし，事務の一部について次のような改善を要する事例が見受けられたので，今後，適正な事務処理に努められたい。

(1) 収入に関する事務

手続き終了後に使用料の調定を行うべきもの

東部市場内にある卸売業者等の従業員等が使用する分譲住宅の敷地及び自治会館の敷地については、使用者に対し行政財産の目的外使用許可を行い、使用料を納付させている。

しかし、監査日現在、平成15年度の使用許可が手続中であるにもかかわらず、既に調定を行い、使用者から使用料の納付が行われている事例が見受けられた。

また、卸売業者等が使用する市場施設の使用料については、市長が特別の理由があると認める場合に減免することができるが、平成15年度市場施設使用料の減額・免除についても手続き中であった。  
(中央卸売市場東部市場)

適正な事務処理を行うべきである。

使用料納付額明細表等の確認を行うべきもの

水産会館は、漁業の振興を図るとともに漁業者等の教養及び文化の向上並びに福祉の増進を図るため、神戸市が設置している。会館の管理、会議室等施設の使用料の徴収業務等を委託しているが、委託先から毎月提出される使用料納付額明細表と受付一覧表(受付部屋別)等を確認していない事例及び委託先から提出された当該会館使用者の申請書に使用目的、減免理由等が記載されていない事例が見受けられた。  
(農水産課)

適正な事務処理を行うべきである。

(2) 支出に関する事務

施設管理運営業務委託料等の支払いを速やかに行うべきもの

施設管理運営業務委託料等の支払いは、契約書に定められた支払い時期にするべきであるが、遅延している事例が見受けられた。  
(農水産課)

速やかに支払いを行うべきである。

補助金の支出方法及び履行確認を適正に行うべきもの

わらしべ塾は、商店街又は小売市場の商業者の団体(以下「団体」という。)に対して補助金を交付することにより、空き店舗を活用し、商売をはじめたい人が週単位、月単位で気軽に商業体験を積める拠点を設置する事業である。

要綱上、補助金は概算払で交付され、事業年度終了後に精算を行うことになっている。また、団体が実績報告書を提出する際は、補助対象経費となっている空き店舗にかかる賃借料の領収書の写しを添付することになっている。

しかし、一般支払を行い、事業年度終了後の精算を予定しておらず、また、実績報告書を提出する際に付ける賃借料の領収書の写しが添付されていない事例が見受けられた。(商業課)

適正な事務処理を行うべきである。

(3) 契約に関する事務

契約等の手続きを速やかに行うべきもの

契約等は、契約期間開始の時期までに手続きを行うべきであるが、監査日現在、平成15年4月を契約期間開始とする契約等の手続きが行われていない事例が見受けられた。(農水産課)  
速やかに手続きを行うべきである。

決算報告書を速やかに提出させ、必要な手続きを行うべきもの

委託契約書において、委託先は決算報告書を提出し、その承認を受けることとなっているが、平成14年度の決算報告書が提出されておらず、必要な手続きが行われていない事例が見受けられた。(農水産課)

適正な事務処理を行うべきである。

(4) 財産管理に関する事務

備品管理簿を作成するべきもの

神戸市物品会計規則第8条により、備品は受領又は処分の都度、管理簿に記載しなければならないが、備品管理簿が作成されていない事例が見受けられた。(商業課)

適正な事務処理を行うべきである。